



ぴーちく ぱーちく



〒569-0082

大阪府高槻市明野町 10-15 ぷりんせす明野 1F

2015.9.25 発行

TEL : 072-672-1294

Mail : wffcj830@yahoo.co.jp

第53号

編集・発行 NPO法人自立支援センターたかつき

たかつきちいきふおーらむさんか

高槻地域フォーラムに参加してきました^^



「障害者差別解消法」について北野誠一さんが色々な話をして下さいました。来年2016年に施行される「障害者差別解消法」この法律は障害者にとって喜ぶべき法律になるはずが、そこには問題がある状況です。



障害者に対する差別を女性に例え、昔の女性は選挙権がなかった事や、女性の社会進出ができないなど分かりやすく話して下さいましたので、なるほどと思いました。北野先生の話は、分かりやすく聞きやすかったです。用事で最後まで聞けなかったのが残念です。(ふじた)



「障害者差別解消法」について色々な側面からお話を下さいました。来年2016年に施行される「差別解消法」は私達障害者にとって喜ぶべき法律ですが、そこに「合理的配慮」がまだまだ、乏しいこの日本の社会で、この法律が生きてくるのでしょうか。というのも、「差別禁止条例」が制度化していない市町村が多いのです。「合理的配慮」とは、例えば働く意欲があるのにその会社には階段や段差があり車椅子障害者というだけで排除してしまうのではなく、段差をスロープにし、エレベータをつけたら車椅子障害者だけではなくて全ての働く人にとってもスムーズに働ける環境を作ると言います。

この高槻に置いてもまだまだ当事者参加が少ない中で、まずは当事者が「差別禁止条例」の委員会に参加していくことが必要だと強く思いました。



ひとあふれかえった会場

北野さんとは、昔運動の中で「ケア付き住宅」見学で大阪市の職員と青い芝の会メンバーで北海道に行った事やグループホームを造る計画に関わっていたことを懐かしく思い出されました。そして、久しぶりにお会いしてお話が出来てとっても嬉しかったです。(まー)

こうれい じゅうとほうもんかい ごけんしゅう
恒例の重度訪問介護研修で～す！



講義を受ける受講生さんたち

はる あき おこな こうれい じゅうとほうもんかいご
 春と秋に行っている恒例の重度訪問介護
 けんしゅう はじ ごんかい ていいん めい
 研修が始まりました！今回は、定員20名
 うわまわ めい じゅうこうせい じゅうこう
 を上回る21名もの受講生さんに受講して
 えんしゅう あめ ふい ぬ
 もらいました。演習では、雨が降りずぶ濡れ
 しるあとこうえん くるま の
 になりながらも城跡公園まで車いすに乗っ
 お（押しして）いきました。普段悪路体験をす
 る道は、雨のせいで悪路の中の悪路という
 みち あめ あくろ なか あくろ
 状態になってしまいましたが、みんな無事

けがな お
 怪我無く終えることができました。

じりつ ふ おーらむ げんばじっしゅう
 自立フォーラムでの現場実習も、
 わきあいあい ふ おーらむめん
 みなさんと気楽々とフォーラムメン
 ばーと触れ合ってもらいました。19
 にちどうび がいしゅつ かいじょたいけん
 日土曜日の外出の介助体験をする
 げんばじっしゅう いちだんらく さいご
 現場実習で一段落します。最後まで

みなさん頑張りましょう！

がいしゅつじっしゅう らいげつ つう
 （外出実習については来月の通
 しん ごらん
 信をご覧ください！）（ゆう）

みなさん、
 雨の中お疲れ様でした♪



階段介助、みんながんばって～



あめ なか いどうちゅう
 雨の中で移動中



かんたくえー じょかんたくびーし あめ あずまや たいひちゅう
 監督Aさん、助監督B氏、雨がひどいため東屋に退避中



このみどりいろ いちもの
 緑色の生き物は
 なんだ？まあ危険はなさ
 そうだが、目をあわせる
 のはよそう・・・。



あひる かくだいす
 アヒルさん拡大図
 と心の声



あひる せつきんちゅう えぬこーち
 アヒルさんに接近中のNコーチ

きまぐれコラム d() ちょっとあなた、どう思やあす～？

＜地域で生きるってどーゆーこと～？＞

冒頭の記事にあるように、「高槻地域フォーラム」に参加して、障害者差別解消法についての北野先生の話 を聞いてきた。先生曰く、「アドボカシーを権利擁護と訳したのはちょっと失敗やった～。」

何年か前から、ず～っとぼやいている。今回もやっぱりスライド1枚をそれに使っていた。以下スライドより引用。

“権利 (Right) と権利擁護 (Advocacy)”

権利 (性) とは、《一定の合理的根拠に基づいて、法が認めて保護する (すべき) 特定の利害を主張し享受しうる力》。権利擁護とはアドボカシー (Advocacy) の訳語で、《権利にかかわる法的・政治的な諸問題に関して、個人や仲間がエンパワーメントすることを支援する一定の方法や手続きに基づく活動》を意味する。もっとわかりやすく言えば、《本人が、その人の権利を活かして、がまんしたり諦めたりせずに、みんなと普通に暮らす力 (= 共生力) を高めることを支援する活動》のこと。アドボカシー (Advocacy) は、誰かの力を借りて、差別や虐待や人権侵害等から、守ってもらうことではない=権利保護ではないので、やっぱり権利擁護ではなく、権利支援と翻訳した方がよかった？～

さて、障害者権利条約に日本が批准し、来年度から障害者差別解消法が施行されようとする今、私たちは、まず、「権利」というものを正しくとらえなおすべきなのかもしれない。権利は、本人が主張しなければならぬものであり、「私は～がしたい。」「私は～に住みたい。」という本人の意思表示が始まりだ。親でもなく支援者でもなく。

しかし、ともすれば、「我慢」や「諦め」を美德とみなすような日本人の身についているある種の考え方が障壁となる。特に、女性や障がい者には、「我慢」して周囲に従うことで、「保護」されるという人間関係に慣れてしまっている場合もある。いったい自分は何がしたいんかわからなければ、この際わがままを言い倒すくらい「背徳」を成すつもりで、Stand up for your Right! (権利のために立ち上がれ!) という勢いが必要だ。(なんで英語やねん(▽))

でないと、権利条約も差別解消法も絵に描いた餅になる。。本人が権利を主張することが、差別をなくすための大切な第一歩。「私は～したい」からすべてが始まる。

“アドボカシー”は、「権利保護」じゃない、本人が諦めない力をつけることを支援すること=エンパワーメントなんだ、という北野先生のぼやきの意味は、障がい者がただ「サービスを受ける人」、「やってもらう側」として、親や支援者に保護されるのではなく、障がい者本人の、「～したい!」というエネルギーを、地域社会を作り上げていく力としていかなければいけない、ということだと思ふ。

意思決定が難しい人には、意思を表明していく支援をする。周囲も諦めない。勝手に決めない。

地域で生きるってそーゆーことじゃないか。そこには障がい者本人の役割があり、周囲からの期待や要求もある。自由があれば義務もある。人生がある。(な)



1993年斎藤さんを代表として、福祉センターの部屋を借りて作業所を立ち上げゆうあいセンターで始められました。その後障がい者自立フォーラムを開所の運びとなり、私も斎藤さんのお誘いを受けてメンバーとして通所を始めました。フォーラムでは何か物作りをするという事でスタートしたのが七宝焼きでした。

時間を掛けて何度も色づけしては焼きの繰り返しで、焼き上がった時の輝きがとても綺麗でした。手芸ではクリスマス用品等を作り作業所からの出店の機会がある度に商品として販売していました。それ以来フォーラムは七宝焼きで親しまれてきました。



私もその頃はまだ元気で、月に一度の皆さんのお出かけでいろいろな所へ行き楽しみま

した。私はレクの時に初めて電車に乗り、車窓から眺めた光景には童心に返って喜びました。体調が良ければフォーラムが近い事も幸いして少しずつ参加をしております。1人暮らしになって12年まだまだ自立が出来たとは言えないほど当センターの皆さんに迷惑かけての自立生活の日々です。これも斎藤さんとの出会いがあればこそだと思います。加齢と共に体調の状態も変わり、重度訪問と介護保険併用での生活です。今までは介助者もなく夜のトイレも我慢して水分制限をしていた生活でしたが、今夏の暑さで水分制限も限界になり7月より泊まり介助に入っ

て貰え、夜は安心感と恐怖感もなく呼べばすぐに来て頂け、眠剤の服用量も少し減らせるようになりました。

今月から訪問看護を受け週一回シャワー浴をして貰える事になりました。50数年住み慣れた地域で、介助者さんと共に暮らせる日々が一日でも無事で、生活出来る事を願っています。

きたがわ ひろこ 北河 弘子

10月の自立フォーラムの予定

☆毎週木曜日はクラフトの日！

カワイイ手作り品作り、お気軽に体験しに来て下さい♪

☆セラピードッグも来ています！ 13時半～無料です！！

訓練を受けた犬達とゲームをしたり、散歩したり、自然と心と体のリハビリに。

10月2日、16日金曜日開催予定！！ワンちゃんも待ってます。きてネ！

☆「ミカ◎マーケット」は10月13日(火)です。

コーヒー1杯、100円で～す！ 10月13日は映画鑑賞もします。

お待ちしてま～す♪♪

お問い合わせは自立フォーラムまで 072-672-8532